平成２１年（フ）第１５５号
北海道滝川市西町５丁目７番39号
債務者　中川　　修
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
北海道滝川市西町５丁目７番39号
債務者　中川マユミ
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
北海道芦別市本町1075番地の45
債務者　中島　信幸
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
北海道芦別市本町1075番地の45
債務者　中島　幸枝
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
北海道滝川市明神町３丁目２番７―202号
グリーンＭＳ
債務者　甲谷　光子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
北海道北見市常盤町５丁目19番地５　トキワパークハイツ601号、申立時の住所北海道北見市常盤町５丁目19番地５　ときわパークハイツ306号
債務者　柏原　一大
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
北海道紋別郡遠軽町南町３丁目２番地６
債務者　森田　泰弘
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
北海道北見市北七条西５丁目３番地　セブンコーポ102号
債務者　宮本　寛子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
北海道北見市青葉町９番５号　太田ＭＳ７号
債務者　大澤　康彦
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
盛岡市上飯岡６地割10番地21
債務者　嶋崎　　納
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７４２号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田183番地
サンモールフジＥ棟１
債務者　佐藤　昭博
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８８号
群馬県伊勢崎市長沼町1500番地１　メゾン神倉32
債務者　小橋川清江
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５０４号
群馬県前橋市東片貝町433番地
債務者　三森　俊寿
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５０５号
群馬県前橋市六供町1106番地10　カーサピッコラ101号
債務者　山田　　直
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６１３号
群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条1011番地の９
債務者　村山　勝巳
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２５号
群馬県前橋市天川原町２丁目40番地３
債務者　市沢　正治
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２９号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田688番地１
徳江昭二郎住宅３号棟
債務者　池田　伸代
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所